

# 学校いじめ防止基本方針

R. 8. 4. 6

**いじめの定義**

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（文部科学省「いじめ防止対策推進法」第2条）

**いじめ対応留意事項**

- いじめの早期発見・早期対応を心掛ける。
- いじめを発見した場合には組織で対応し、被害・加害を問わず生徒や保護者、関係者に丁寧に説明する。
- いじめの認知について、けんかやふざけあいであっても状況調査をきちんと行う。
- ネット上のいじめや個人情報の拡散などは警察と連携をとるとともに、生徒には事の重大性を十分に理解させる。
- 学校基本方針を年度初めに生徒・保護者に説明し、HPで公開する。
- いじめ防止等のための取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づける。

いじめは、人として決して許されない行為であるとともに、どこでも、誰にでも起こりうることであり、この認識のもと、本校学校教育目標のもとで、県・市教育委員会基本方針に基づいて、家庭・地域と一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

《学校教育目標》 夢に向かって、豊かな自分づくりを目指す生徒の育成

**いじめ未然防止のための取組**

(1) すべての子どもが安心・安全な学校生活を送ることができる学校・学級づくり

- 全教育活動を通して、人権教育を推進し、自己肯定感を高める。
- 不合理や矛盾・差別等に気づき、解決を考え行動する意欲と実践力を育成する。
- 人権尊重の理念に基づき、励まし支え合い認め合う仲間づくりに努める。
- 生徒の実態や保護者の願いに答え、全校的な支援体制を構築する。
- 共感的な人間関係の醸成を図り、人間味ある温かい学校風土づくりを進める。
- 特別な支援や配慮が必要な生徒への対応については、学校全体で情報共有を行って生徒理解を深め、特別支援教育を推進していくとともに日常的に適切な支援や指導を組織的に行う。

(2) 規範意識の向上

- 教育相談機能を充実させ、目標の実現に向けて生き生きと取り組む態度を育成する。
- いじめや不登校、重要課題に対しては、個に応じて厳しくかつ温かい生徒指導に努める。
- 生徒会による人権集会などを通して「いじめや差別は許されない」という心情を培う。

(3) わかる授業づくり

- ユニバーサルデザインの視点を取り入れたわかりやすい授業のために指導方法を工夫・改善し、基礎・基本の定着を図る。
- 個に応じた指導の充実に努め、学習意欲の向上を図る。

(4) 生命尊重・心の教育の推進

- 自他の生命や人格の尊重を基盤にした「心の教育」の充実に努める。
- 読書活動や体験活動を通して、豊かな道徳性を育成する。
- 家庭や地域との連携を深め、基本的な生活習慣と規範意識の定着に努める。

(5) 情報リテラシー・情報モラルの育成

- インターネット等に潜む危険性を知る学習会等を開催し、理解を深めさせる。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与える行為であることを理解させ、モラルの向上を推進する。

**【目指す生徒像】**

大志（ゆめ）：自分の夢をもち、その実現に向かって努力する生徒  
 友愛（こころ）：自他を大切にし、互いに助け合う・支え合う生徒  
 錬磨（からだ）：自らの心身を鍛える生徒

**家庭との連携**

- 授業公開日
- PTA研修会
- メディア教育講演会
- 各種たより
- 学校HP など

**地域との連携**

- 学校運営協議会
- 地域貢献活動
- 学校たより配布
- 花の訪問
- 桂島清掃 など

**校内生徒指導体制**

- 生徒指導委員会
  - 校長・教頭・生徒指導主事
  - 学年生徒指導担当者・養護教諭
- いじめ問題学校取組振返シート
- 教育相談体制
  - 教育相談期間（年2回）
  - SC相談日（2週に1回）
  - 学校生活アンケート（年2回）
- 特別支援教育体制
  - 特別支援教育委員会
  - 適正就学指導委員会
- 校内ケース会議（適宜）
- 相談窓口の設置と周知

**いじめ問題対策委員会**

校長・教頭・生徒指導主事  
 学年主任・学級担任・養護教諭  
 PTA会長・SC

**被害生徒保護者への対応**

保護者の立場に立って、受容と共感の態度で対応する。

- 家庭訪問して保護者へ報告する。
- 学校の誠意が伝わるよう指導方針を伝え理解を求め。
- 指導状況の進展について、継続的な情報提供をする。

**早期発見 生徒の様子を定期的に把握する**

- 観察法：普段の学校生活のなかで、複数の教職員の目で観察するとともに、日々の「生活のあゆみ」のやりとりにより生徒の心情を理解する。
- 面接法：年2回の教育相談期間を設け、生徒一人一人と面談を行う。
- 調査法：（1）学校生活に関するアンケート（2）アンケートQU
- 相談法：適宜、担任や養護教諭等が相談を行う。

**ネットいじめ・ネットトラブルへの対応**

《未然防止・早期発見》

- メディア教育講演会
- 防犯教室・啓発活動

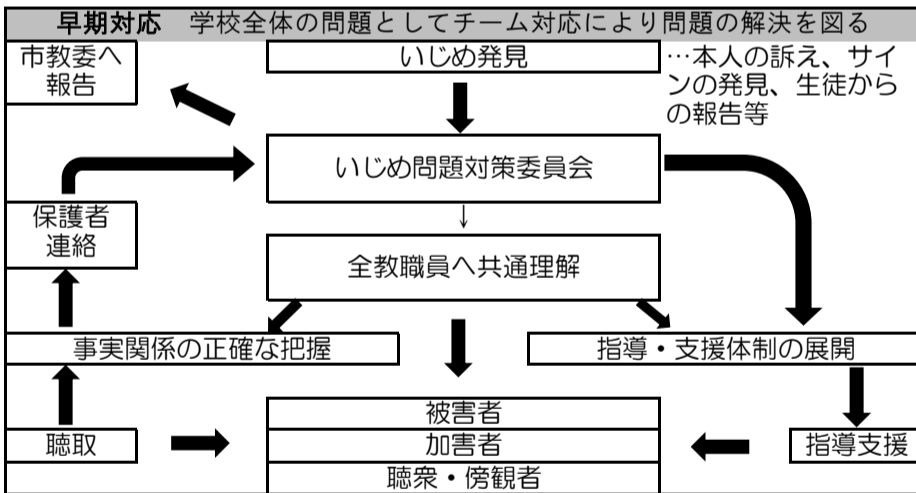
《対応》

～いじめ問題対策委員会開催～  
 書き込み等の確認・削除→削除確認  
 市教委・各方面への依頼・相談

**加害生徒保護者への対応**

いじめの真実を正確に伝え、学校の指導方針について理解を求め。いじめの行為に至った背景や内面について話し合い、当該生徒の人格の成長に向けた家庭でのかかわりを継続的に支援する。

必要と認める場合には加害生徒の保護者に対し、法律に準じて出席停止等の処置を行う。



**いじめ解消の判断**

- いじめに係る行為が少なくとも3カ月間止んでいること。
- 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※必要に応じて他の事情も勘案する。

**重大事態への対応**

いじめにより重大事態が発生した場合は、適切な方法により事実関係を明確にするなど、教育委員会と連携を密にした対応を行う。

重大事態とは

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 生徒が自死を企図した場合
  - 身体に重大な被害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 など
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - 年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価により評価し、学校運営協議会で学校関係者評価を行う。